西条市長

様

住 所 受注者 氏 名

現場代理人、主任(監理)技術者等について(通知)

令和 年 月 日契約を締結した下記の工事について、現場代理人、主任(監理)技術者等として下記の者を決定したので、工事請負契約書第10条第1項の規定により通知します。

なお、下記に記載した事項は事実に相違ないことを誓約いたします。

記

工事番号及び工事名

名	称	氏	名	住	所	資格区分	資格者証番号	備	考
現場代	过理 人								
主任技	支術者								
監理技	支術者								
監理技術	f者補佐								
専門技	支術者								

他の公共工事の受注状況(手持ち工事) ※本工事と現場代理人、主任(監理)技術者の兼務を行う工事に限る。									現場代理人	 主任技術者又は 監理技術者名	
発	注	先	エ	事	名	請負金額(千円)	エ	期		<u> </u>	

現場代理人の兼務に関する注意事項

- 注1 他の公共工事の受注状況 (手持ち工事) 欄に本工事の現場代理人が記載されている場合は、当該現場代理人について兼務配置の申出があったものとする。
 - 2 本工事の現場代理人が、建設業法施行令第27条第2項の規定により、技術者の兼務を行う場合は、当該 現場代理人の備考欄に工事概要を記載すること。

(備考欄の記載例) 兼務予定工事

場所:西条市○○△△番地地先

- 3 1による現場代理人の兼務の申出が受理され、又は兼務を解除したときは、手持ち工事が市発注工事の 場合は当該通知の写しを手持ち工事の監督員に提出し、手持ち工事が市発注工事以外の場合は手持ち工事 の監督員の指示に従い、その旨を報告すること。
- 4 現場代理人が、新たに市発注工事以外の工事と兼務することとなった場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類(例:西条市以外の工事の発注者に提出した書類の写し等)を西条市発注工事の監督員へ提出すること。

(その他の注意事項は次項を参照のこと。)

- 注5 記載に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 主任技術者及び監理技術者に係る資格区分欄は、建設業法(以下「法」という。)第7条第2号及び法第15条第2号に規定する内容を記載する。

(記載例)

法第7条第2号イ該当者は「学歴」、ロ該当者は「実務経験」、ハ該当者は「2級土木施工管理技士」 等具体的な資格名

法第15条第2号イ該当者は「1級土木施工管理技士」等具体的な資格名、ロ該当者は「指導監督的実 務経験」、ハ該当者は「大臣認定」

- (2) 資格者証番号欄は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付番号を記載する。
- (3) 監理技術者補佐は、法第26条第3項ただし書に規定する技術者を配置する場合に記載するものとし、資格区分欄は、次の記載例を参考に記載する。

(記載例)

法第7条第2号該当者のうち技術検定1級の第1次検定合格者は「技士補」

法第15条第2号該当者は「監理技術者相当」

建設業法施行令第28条第2号該当者は「大臣認定」

- (4) 専門技術者は、法第26条の2第1項又は第2項に規定する技術者を記載する。
- 6 本通知書には必ず下請負予定届出書(別紙)を添付すること。
- 7 西条市長は、必要と認めるとき関係資料の提示を求めることができるものとする。
- 8 監理技術者を置く場合にあっては、監督員は監理技術者に対し、監理技術者資格者証の提示を求めることができる。
- 9 工事請負契約書第10条第2項に規定する現場代理人の権限のうち、現場代理人に委任せず、受注者自ら 行使しようとするものがある場合は、その権限の内容を現場代理人の備考欄に記載すること。
- 10 現場代理人等の変更を通知する場合は、新、旧現場代理人等をそれぞれ記載し、備考欄には「新」、「旧」と記載すること。
- 11 現場代理人については、直接的な雇用関係を証明する資料を添付すること。
- 12 主任技術者(監理技術者)については、直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料を添付すること。